



Title	性感染症と女性に対するスティグマ
Author(s)	藤目, ゆき
Citation	makoto. 2026, 216, p. 2-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106392
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

性感染症と女性に対するスティグマ

大阪大学 名誉教授
藤 目 ゆ き

『Makoto』誌に寄稿の機会を与えていただいたことに感謝して、リプロダクティブ・ライツ／ヘルス／ジャスティス（Sexual and Reproductive Health and Rights）という言葉で私の心に浮かび上がるテーマについて書いてみたい。それは、「性感染症と女性に対するスティグマ」というテーマである。リプロダクションの中心になる人体の生殖器官の健康は、人類の存続にかかわる問題であり、これにダメージを与える性感染症からの解放はリプロダクティブ・ライツ／ヘルス／ジャスティスを実現する基本的条件といえる。万人が性感染症に罹患したり罹患させたりしなくとも、もし罹っても速やかに回復することができるという医学の進歩や社会環境の整備が望まれてきたし、今も望まれている。ところが、原理として「人類」的で「万人」に価値のあるはずの性感染症対策は、現実には誰かの人権を侵犯して別の誰かの犠牲に供するという不公正な政治を反映してきた。その人権や公正さとは逆方向に働く力学が犠牲者の側にスティグマを押し付け、性感染症の予防や治療をむしろ妨げてしまうことにつながってきた。

公娼制度が生み出した「病原」としての女性観

性感染症の被害者の側にスティグマがはられていった端的な具体例は、近代国家の富国強兵政策と軌を一にしてつくられた公娼制度（国家管理売春）である。軍隊を性病から守

るために女性を犠牲にしたこの制度によって人びとは計り知れない人権蹂躪にさらされ、リプロダクティブ・ライツ／ヘルス／ジャスティスを実現するための社会的基盤は土台から蝕まれてきた。この制度の下、不特定多数の顧客と接することで性感染症を罹患しやすい状態に置かれている女性は、その被傷性に注目されるよりも、病毒をまき散らす、有害で危険な病原菌となる毒婦として冷たい視線を浴びた。妻や母として妊娠や出産、子育てといった生命の再生産に参入する普通の女性とは異なる、顧客への性的奉仕のためにのみその身体が存在する性的商品と扱われたのである。彼女たちは品質管理よろしく性病検診を強制され、性と生殖をめぐる権利や正義とはほど遠い場所に置かれていた。

普通に考えれば、彼女たちもはじめから性病患者だったわけではない。客がうつしたから感染したのである。亡国病とさえ怖れられた性病を警戒する国家から性病検診を強制されていても、罹患は避けられなかった。つまり、最も性感染症に深刻な被傷性があつたのは彼女たちである。男性は、同調圧力の強い社会で先輩や同僚に遊廓へ誘われたら断りにくいといった状況があるとしても、同調しない自由があつた。逆に、管理売春下の女性には基本的に客を拒む自由はなかった。しかも罹患した男性客は他の女性にもうつしてしまう。貞淑な妻が夫に性病を感染させられて苦しむようなことが日常的に起きていたのである。にもかかわらず女性を病原菌のように非

難するのは理不尽ではないか。このように普通に考えれば普通に理解できることが、常識として通用しないのは恐ろしいことではないだろうか。

今ではさすがに昔のように「醜業婦」、「賤業婦」といった露骨な差別表現はされなくなった。が、敗戦から81年目という今日までに、「慰安婦」、「パンパン」、「闇の女」、「風俗嬢」などと婉曲な表現へと呼ばれ方がさまざまに変わっても、社会的スティグマは消えていない。1990年代から2000年代にかけて、戦時下の日本軍「慰安婦」サバイバーたちが日本政府を相手取って裁判に訴えた際、彼女たちを攻撃する人々が放った罵詈雑言の典型は、「公娼」「売春婦」をはじめとして性売買を連想させる言葉であった。このような憎悪表現が横行するのは、「不道德で不潔」な存在として歴史的に女性におしつけられたスティグマが今日も根深く、力をもっているからである。

日本軍が「慰安所」設置を正当化する論拠としたのも、内地の公娼制度と同じく性病予防対策ということであり、軍医が検診を行った。日中戦争中に「花柳病ノ積極的予防法」という報告書を作成した麻生徹男は上海で性病検診を行っていた。長沢健一は漢口兵站司令部で軍医として慰安婦や業者と接し、その記録が後に『漢口慰安所』（図書出版社、1983年）という本にまとめられている。日本軍「慰安所」の歴史は日清・日露戦争時代にさかのぼる。宋連玉『植民地「公娼制」に帝国の性政治をみる』（有志舎、2023年）は軍医たちの資料を読み解いて、重要な指摘をしている。日本では「慰安婦と公娼は違う」と差異を強調すれば「慰安婦」の名誉を守りうると考える人もいるようだが、同書によれば日清・日露戦争当時、朝鮮や中国東北部で軍隊「慰安婦」の検診を担った軍医たちは現地で検診対象であった女性たちを時には「公

娼」、時には「私娼」と呼んでいたという。使用者は恣意的に呼び名を替えるが、性病検診の強制と女性たちへの性的虐待の本質は変わらなかったのである。

米軍が要求した女性の取り締まり

軍隊のために国家が女性に性病検診を強制するという人権蹂躪は日本敗戦後にも続いた。日本政府が敗戦直後から占領軍向けの「慰安」施設を各地に設置したことが、戦後の米軍性売買の出発点となった。やがて駅裏や繁華街の暗がりや客をひく女性たちの姿も目立つようになり、「街娼」とか「闇の女」、「パンパン」などと呼ばれた。GHQの公娼制度廃止令は名目でしかなかった。それまで性売買が公認されていた貸座敷や貸座敷指定地区は、「特殊飲食店」や「赤線」、女性は「従業婦」や「女給」などと呼ばれ替えて、一定地区での営業を認められた。検診は「強制的」ではなく「自主的」に行っているという建前が採られた。が、実際には管理売春の公的統制が継続した。朝鮮戦争を背景に、講和と同時に日米安保条約が結ばれたため、米軍性売買の勢いは衰えなかった。1955～1956年頃には全国の基地周辺や赤線などをふくめ、売春女性の数は50万人とさえいわれていた。

1956年に制定された売春防止法は「売春」を「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と定義し、「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだす」ものとして禁じている。最近、そのような法律の根幹にふれないまま買春者処罰の方向へと法の見直しが論じられているが、その議論の中で忘れられていることがある。この法律の原点が性病予防法案・風俗営業取締法案とセットで1948年の国会に日本政府が提出した売春等処罰法案であり、三法案の背景には名目だけの公娼制度廃止令

性病予防法（1948年9月1日施行）の法案提出当時、その趣旨を厚生大臣竹田儀一（1894-1973）は「賣淫常習の疑いの著しい者に對しては、強制健康診斷を命じ得ることを規定し、公娼廢止後憂慮せられていましたこの方面の性病の傳播を防止することができるようにいたしました」と説明している。同法の中の「売淫常習の疑いの著しい者」とは「パンパン」と俗称された街娼や米兵と交際する女性であり、赤線の女性ではない。公娼制度廢止令と整合性を持たせるためには、従来の「売淫常習」の女性の強制的性病検診制度をそのまま存続させることができない。赤線の「売淫常習」の女性たちは「自主的」という形式で性病検診を制度化されているので「強制」する必要がない一方、赤線外の性病検診を受けない女性たちが警戒された。そこで「売淫常習の疑いの著しい者」に対する強制検診というロジックで表面をとりつくろい、公娼制度廢止の建前と女性への性病検診強制という本音の両立が追求された。このようにして性病予防法は容疑者の女性に対する強制診断の法的根拠を与えたのである。性病予防法がすぐに国会を通過した一方、売春等処罰法案が容易に成立しなかった1948年から56年までの間、宮城県をはじめとして多数の地方自治体が当該地区に駐留する占領軍からの示唆と介入を受けて売春取締りの地方条例を制定していった。当時の米軍側は、性病検診を受けない女性が自軍兵士と接触して性病を感染させないように、政府や自治体に取り締りを強く要求していたのである。戦前・戦中の「遊廓」は戦後に「赤線」や「特殊飲食店街」と名を変えて存続していたが、米軍側は性病検診が実施されているこのような集娼地区には容喙（ようかい）せず、むしろ集娼地区をつくる

1980年代のエイズ・パニックの際にも、浴場やプールのような公共空間で性病が感染す

るといった流言飛語がひろがり、売春女性や男性同性愛者が不道徳で不潔な存在のように危険視されて、排斥されるような事態が発生した。だが敗戦後の「パンパンが子どもに性病をうつす」という言説の直接的起源は、国が性病予防法を制定するにあたって売春女性を「性病を伝播する者」とみなし、性病が浴場を媒介して蔓延するとして法を定めたことにある。1948年の厚生事務次官通達「性病予防法施行に関する件」は、性病予防法第一条の「まん延の著しい場合」を「温泉、浴場等を介して突発的に多数患者が発生した場合等を云うこと」と定義し、しかも公衆浴場での性病感染は「少ない」と言明している。つまり、「パンパンが銭湯でうつした」という非難は単なる庶民の無知や迷信に由来する俗説・風説ではなく、1948年時点で厚生省（現厚労省）の法解釈・行政通達それ自体に組み込まれていた。浴場感染説は、政府が性病予防法や公衆浴場法の運用根拠として「性病が公衆浴場で感染する」という前提を公式に採用したことに端を発しているのである。

性病予防法や売春防止法が制定されていく時期の国会でも、この見解に疑義が唱えられることはなかった。どこかの浴場で性病の子どもの集団感染があったと報じられると、「パンパンがうつした」という説が喧伝された。たとえば1950年、性売買業者の赤線外への進出に反対運動が起こり、参議院厚生・文部・地方行政委員会による視察、調査が行われ、国会で報告と議論が行われたが、そのときにも証言者や議員からの発言は、浴場で性病に子どもが感染するということが明白な事実であるという前提で行われた。文部省児童文化審議会会長の神崎清（1904-1979）（1952年に発足した「日本子どもを守る会」の副会長）は、「銭湯に行って女の子が病気になるようでは困る。病毒を撒き散らされては困る」と

言われた業者が「必ず浴場を作り、医者置いて検診をするから決して心配はない」と応答したことなどを、業者が性売買店を作ろうとしている証拠として報告した。クリスチャンで、看護婦資格を有する国会議員の藤原道子（1900-1983）は山形県の上ノ山温泉の例や亀有の歓楽街において子どもの集団的性病感染が発生した例などを挙げて、厚生省の対策を追及している。

こうした国会議論を通して、浴場感染説はさらに拡散し、誰からも疑われない常識のように定着していった。政府や国会、有識者たちの見解がそうであった以上、教師や親たちがそうした言説を信じたのは不思議ではない。

子どもへの影響

「パンパン」に性病蔓延の責任を転嫁することで、子どもたちはどのような影響を受けたのだろうか。女性にスティグマをはりつけることで、実際に守られたものは何だったのだろうか。

米兵相手の女性が約2000人住んでいたといわれる立川市の小学校高学年の女の子は「パンパン」という題でこんな作文を書いている。

この前パンパンが来ていっていた。

「あたいには子供がいるの。でもいなかにあずけてあるわ。今年二年生かしら。女の子よ」と大きな声でいった。

なぜ子どもとわかれなければならないのかしら。パンパンになって……。もっとまじめに働けばいいのに。

「パンパンなんか女のくずよ」と、母がいった。

（前掲『基地日本』 pp.60-61）

当時の日本には、子どもを人に預けて働か

ねばならない女性は珍しくなく、仕送りのために風俗店で働く女性も多かったが、この作文では「女のくず」という、性的に逸脱した「あんなってはいけない」女性の像として「パンパン」が表現されている。その子どもの意識には、当時の大人たちの意識が反映している。

1952年に講和・安保の両条約が発効する前後の時代には、米軍が日本を基地として朝鮮戦争を戦い、基地の新設・拡張が相次いだことから、地域社会には深刻な被害が発生していた。校舎の接収、爆音・騒音、交通禍、流弾、米軍機事故、米兵の暴行・傷害・強姦といった直接的な被害は子どもにも及んでいた。それらを背景に反基地運動や社会浄化運動が展開したが、基地や安保のような政治的争点が大人の間で緊張と対立を不可避にさせるのに対して、基地周辺の子どもの生活・教育環境の悪化問題は、保守・革新を問わず、胸を痛める人が多かった。米兵とパンパンのあからさまな接触が子どもを「不良化」させ、子どもの「性的早熟」や「性病感染」を引き起こしているといった問題のほうで、社会的に合意されやすいことであった。こうした社会不安を背景に展開された浄化運動では、パンパンが環境汚染の源として危険視され、彼女たちを一定地区にまとめ、学校区域から「強制的に駆逐」し、銭湯も公共の場所から隔離するといったパンパン排撃の声が高かった。

山口刀也『基地の子どもたち』（六花出版、2027年刊行予定）はこの問題状況について子ども史の観点から「環境浄化運動の陥穽」を指摘している。その「陥穽」とは、「子どもを守る」というかけ声で展開した浄化運動が、米兵相手の女性を「悪い環境の元凶」とみなして統制・排除しようとする傾向があった結果、「混血児」や置き屋の子どもへの差別を助長し、同時に基地・軍隊そのものの構造問題から目をそむけさせてしまう—子どもを守

るはずの運動が女性差別を強化しながら問題の構造を見えなくするという逆説である。こうした「環境浄化運動の陥穽」に表出する逆説こそ、スティグマ化の社会的機能をよく示しているのではないだろうか。直接的に差別を受ける米兵相手の女性や混血児、置き屋の子どもたちだけでなく、どの子どもたちも女性と性に関する大人たちのゆがんだ認識に影響を受けた。このようにして子どもたちは自分を守るための性知識や社会知識から疎外され、不公正なジェンダー観や社会構造を受け容れる意識を刷り込まれていったのではないだろうか。

終わりに

性感染症と女性に対するスティグマによって、性的に虐待された女性や子どもの被害実態は隠蔽される。虐待も被害もなかったことにされ、被害を訴える声は憎悪表現の妨害を受けて、容易に聞こえなくされてしまう。被傷性の高い女性たちの体験は、性感染症に関する具体的で有用な情報の源であるにもかかわらず、信用ならざるものとして遠ざけられる。その一方、国家や医療界、政治家、有識者の見解が権威をもち、それに基づいた見方や政策が地域や学校、家庭に普及されていくことになる。

このようなスティグマ化を歴史的に支えた法律が性病予防法と売春防止法であった。前者は1999年に廃止された。強制隔離や強制検診といった感染症対策への批判の高まりを背景に、性病予防法・伝染病予防法・エイズ予防法が統合されて、新たな感染症法が制定された。後者は現在、法務省が有識者に協力を求めて買春者処罰の方向への見直しを検討中である。売春防止法はその制定運動の過程では「売春者」への処罰が主眼とされていた。が、「買春者」が放置されている状態への批

判が強まり、買春者への罰則導入が検討されるようになったのである。このように二つの法律は廃止されたり改良が検討されたりしている。だが、だからといって国民の意識がこの二法が制定された当時とそれほど大きく変わったかと言えるだろうか。

終わりに、現在の問題として気になることに言及しておきたい。一つは、子どもの性病感染については性的虐待を疑うべきであるとするガイドラインが存在する今もなお、それが遵守されているとは限らないということである。欧米では小児の淋菌性外陰膺炎を認めた場合、性虐待が第一鑑別診断とされるのに対し、日本では「非性的感染」として性虐待が否定される傾向にあるという（山田不二子「前思春期女児の性器における淋菌感染症を非性的感染であるとする文献の臨床的検証」『小児感染免疫』37巻1号、2025年）。日本でも性虐待を第一鑑別診断とすべきであり、司法面接と系統的全身診察を組み合わせた多機関連携による精査が必要だという著者の主張に共感する。

二つ目は、子宮頸がんの原因が性感染症であるという認識がいっこうに普及しないことである。私は1990年代前半に元「慰安婦」のフィリピン人女性と文通をしていたことがある。彼女の手紙の中に、子宮頸がんの症状に関連して「あなたの夫は浮気性でしたか」と医師に問われたことが綴られていた。彼女は日本軍人に虐待されていた時期のことが脳裏によぎった、という。私には、その含意を正確に理解できるようになるまでに時間が必要だった。その後、自分で調べて子宮頸がんが性感染症だと知り、そこには性感染症が性的逸脱の結果だとみなされるために、これを伏せておこうという社会的圧力があるのではないかと疑い始めた。

この疑念を新たにしたのが、近年再開され

たHPVワクチンの勧奨の際、性感染症を印象付けない説明がなされていることである。テレビや冊子では、少女とその母親を対象に、「HPVは、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです」と説明し、母性保護的な、伝統的性規範の枠を出ない、子宮をがんから守るワクチンであることが強調されている。他方、性的接触なしに子宮頸がんになることはほとんどないという基本情報はふせられている。また、肛門がんになったり人に感染させたりする危険があるにもかかわらず、少年は積極的な勧奨を受けていない。子どもには性感染症に関する知識をもつ権利があるのに、最近はや防ワクチンへの関心の高まりがコンドームという性感染症の基本的予防手段への言及を後退させている現象さえあると聞く（木本絹子「性感染症予防対策の原点」『Makoto』212号、2025年10月）。現状のワクチン勧奨方法はジェンダーの公正さに反しており、インフォームド・コンセントの原則が軽んじられているのではないか。そんな疑問を抱くのである。

リプロダクティブ・ライツ／ヘルス／ジャスティスという理念はすばらしい。が、その理念の実現には、性感染症と女性にスティグマがおしつけられてきた過去の誤りを認識し、現在になお残る多くの問題に対していねいに取り組み続ける必要がある。